



## 国立公園 ・ 世界自然遺産について（質問&回答）



国立公園・世界自然遺産に関するQ & Aについて紹介しています。

国頭村役場 世界自然遺産対策室

【質問】 国立公園とは何ですか？

【回答】 国立公園とは、自然公園法という法律に基づいて指定される「自然公園」の一種です。自然公園は、地域の自然そのものや自然風景を保護し、レクリエーションや教育などに活かすことを目的とした自然を主とする公園です。

- 自然そのものや自然風景を保護することが目的となっているので、自然を保護する「保護地域」の一種とも考えられています。
- 自然公園には国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類があります。その中でも、国立公園は日本を代表する優れた自然地域と言えます。
- 国頭村には辺戸岬以南の海岸沿いの一部が、国立公園に準ずる優れた自然地域として国定公園に既に指定されています。規制内容は国立公園と同じです。
- 国立公園になった場合、国定公園は国立公園に吸収されるべきところは吸収され、国定公園と国立公園は重複することはありません。

【質問】 ●国立公園に指定されると何もできなくなるのですか？

【回答】 ○国立公園は、自然や自然風景の「保護」の目的のため、指定されれば一定の行為に規制がかかります（許可制又は届出制）。ただし、国立公園区域では何もできないということではありません。

- 国立公園の区域は、保護の重要性に応じて陸域では5種類（特別保護地区、第1種～第3種特別地域、普通地域）、海域では2種類（海域公園地区、普通地域）の地種区分（区域）があり、規制の強弱も、この区分により異なります。最も重要な地域区分（特別保護地区や第1種特別地域）は厳正に保護する必要があるため、厳しい規制がかかります。



●国立公園の主な規制区分（海域の区分である「海域公園地区」は省略）

規制区分	地種区分	地種区分の考え方	許可を受けて実施できる行為例
強  弱	世界自然遺産区 許可制	特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観等を保つ地区で、特に厳重に景観の保護することが必要 原則として開発行為は禁止。 ・災害復旧や調査・研究等によるもの ・また既にある建築物・工作物の改修、建て替え ・地下に設けられる工作物（トンネルなど） ・病害虫の防除 ・森林の管理 など
		第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要が最も高い地域であって、現在の景観をなるべく保護することが必要な地域 特別保護地区に準じた扱い。 ・災害復旧や調査・研究等によるもの ・地下に設けられる工作物（トンネルなど） ・公共上必要な建築物、工作物、車道など ・単木伐採（木の抜き切り） など
		第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整することが必要な地域 ・農林漁業活動に伴う施設や住宅など ・住民の日常生活に必要な施設 ・一定規模の木材の択伐・皆伐 ・眺めの良い山の尾根や展望地に大きく妨げのないもの ・道路・敷地面積境界から5m以上離れる一般建築物等 ・建築面積2,000㎡以下、高さ13m以下のもの ・農林漁業・日常生活のための車道 ・必要な範囲での土地の開墾 など
		第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域で、通常の農林漁業活動の実施を想定した地域 林業における択伐・皆伐の制限なし 工作物の設置や土地の開墾については第2種特別地域とほぼ同様
	届出制	普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との中間地域（バッファゾーン） 事前届出制で、一定規模以上の工作物（高さ13m以上、1,000㎡以上の建築物など）や採掘などについては届出が必要

○第2種特別地域と第3種特別地域で、建物の建築や車道の設置、土地の開墾、木の伐採などの開発行為は事前の許可手続により行うことができます（規模は表の「許可を受けて実施できる行為例」参照。）。ただし、農作業、土地への出入り、既存の道路や建物の利用などは特に制限されず、これまで通り自由に利用できます。

○林業は伐採（収穫）の際は手続がありますが、植林、下刈り、間伐等は手続不要です。

○公園内に既に農地がある場合、農作業の行為（収穫、耕うん、植え付け、果樹等の手入れ等）は通常どおり自由に行うことができ、住民生活等の維持のためにあらかじめ規制の適用を受けない行為もあります。

【質問】 ●国立公園に指定されるとどのような効果があるのですか？

【回答】 ○国立公園に指定されることにより、自然環境保全の重要な区域が明確になり、地域の保護と開発や利用のバランスがはかられます。

○その上で、重要な地域が国立公園の規制によって保全され、これらの地域の適正に利用する必要な取り組み（施設整備・利用の仕組みづくり・保全活動等）が推進されます。

○また、日本を代表する自然公園として国内・海外にも紹介され、知名度の向上や観光振興に寄与することも考えられます。

【質問】 ●世界遺産とはなんですか？

【回答】 ○世界遺産とは、人類の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき価値のある文化財や遺跡、自然環境など、人類全体の遺産になります。世界遺産には文化遺産・自然遺産・複合遺産の3種類があります。

○現在、日本の世界自然遺産は、北海道の東の端にあるオホーツク海に面した知床半島と、その沿岸海域。青森県の南西部から秋田県北西部にかけた白神山地。鹿児島県の南の海上に位置する屋久島。東京都に属する南南東約1,000kmの太平洋上にある小笠原諸島の4箇所があります。これらの地域には特異な自然美や生態系が認められ、国際的な希少種や固有種の動植物が生育・生息しています。

【質問】 ●国頭村では、全ての地域が世界自然遺産に登録されるのですか？

【回答】 ○世界自然遺産として推薦される場所は、固有・希少な動植物の生息地、生育地で、国立公園の厳しい規制により保全される「特別保護地区」「第1種特別地域」になります。このため、国立公園指定地の全域が世界自然遺産になるわけではありません。

【質問】 ●国頭村（やんばる3村）の何が世界自然遺産に登録できるほどすばらしいのですか？

【回答】 ○世界自然遺産の候補地「奄美・琉球」は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域で構成されます。奄美大島～西表までの島々の優れた自然形態などを比較した場合、沖縄島の北部は、他の島よりも固有種（その地域にしか生息・生育・繁殖しない生物）や絶滅危惧種（現在生存している数が減少、絶滅のおそれが高くて高い野生生物）の数が多く、候補地として特に重要な場所であるといわれています。

○「やんばる」の代表的な生き物は、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、リュウキュウヤマガメ、オキナワイシカワガエルなどで、評価されたのは、大陸から離れて今の姿になった沖縄本島の成り立ちの中で、既に大陸では絶滅してしまった生き物が生き残っていたり、生き物が独自の進化で固有種になっているといった点です。つまり、貴重な動植物の生息地生育地として非常に重要な地域であるということです。

【質問】 ●世界自然遺産に登録されるとどんな効果があるのですか？

【回答】 ○一般的に世界自然遺産に登録されれば、国内的にも国際的にも知名度は上がります。この知名度の向上をうまく活かすことができれば、観光地としてのイメージアップや、農林産物のブランド化、交流人口や居住者人口への好影響などが効果として考えられます。

○また、自分の住む地域が人類共通の宝として認められることによる誇りや地域を大事にする心の醸成や、地域を改めて見つめ直し、地域の将来を考える大きなきっかけとしての効果が考えられます。ただし、これらは世界遺産になれば必ず得られるわけではなく、従来から地域の努力があって得られるものと思われれます。



●検討中の国立公園の区域案

この区域案は、村や地元の方々の意見を聞きながら、調整していきたいと考えている案です。  
特別保護地区・第1種特別地域（中央林山部分「西銘岳～与那覇岳～玉辻山」の連続した山地  
第2種・第3種特別地域（中央山林部分から下った地域）  
普通地域（主に海域）

